

## 75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人へ 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 8月1日から後期高齢者医療資格確認書（旧保険証）が変わります 高齢者医療係 ☎055-934-4728

新しい資格確認書（藤色）を、7月末までに被保険者へ郵送します。

現在使用されている資格確認書（オレンジ色）は、8月1日以降使用できなくなります。資格確認書が届きましたら、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合（医療機関にかかるときの自己負担）をご確認ください。

※ 負担割合は、令和7年中（1月から12月まで）の所得金額で判定されるため前回と割合が異なる場合があります。

### 後期高齢者の資格確認書に関する暫定的な運用について 高齢者医療係 ☎055-934-4728

令和6年12月2日以降、原則として、医療機関等受診の際は「マイナ保険証」をご利用いただくことになりましたが、後期高齢者医療制度に該当する皆さんは、国からの通達に基づき、暫定的に以下のとおりの運用となります。

令和8年8月1日時点において、85歳以上または84歳以下で「マイナ保険証」の利用登録がない被保険者には「資格確認書」を交付し、84歳以下で「マイナ保険証」の利用登録されている被保険者には「資格情報のお知らせ」を交付します。

介助者などの第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要があるなど、「マイナ保険証」での受診が困難である人は申請手続により資格確認書を交付します。

### 決定通知書・納付書を8月中旬に郵送します 高齢者医療係 ☎055-934-4728

令和7年の1月から12月までの所得金額に基づいて令和8年度の保険料を決定し、8月中旬に決定通知書を送付します。既に仮徴収で年金天引きにより保険料を納めている人は、決定した令和8年度保険料全体からこれまでに納めていただいた額（4月・6月・8月天引き分）を差し引いた額を、10月・12月・2月に年金天引きで納めていただきます。保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ、申請手続により変更することができます。

### 保険料の決め方 高齢者医療係 ☎055-934-4728

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、個人の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。令和8年度の保険料率等（静岡県内は一律）は右記のとおりです。

年間保険料の計算方法は、所得割額と均等割額の合計で、賦課限度額があります。

※ 賦課限度額は、医療分85万円、子ども分2万1,000円です。

所得割額は、（令和7年の総所得金額等－43万円）×所得割率です。

所得割率	医療分	9.35%
	子ども分	0.25%
均等割額	医療分	51,100円
	子ども分	1,400円

#### 均等割額の軽減内容が変わります

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減割合	参考均等割額（円）
①43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円以下のとき	7.2割	医療分 14,300
	7割	子ども分 400
②43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（31万円×世帯の被保険者の数）以下のとき	5割	医療分 25,550
	5割	子ども分 700
③43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（57万円×世帯の被保険者の数）以下のとき	2割	医療分 40,800
	2割	子ども分 1,100
①・②・③以外	軽減なし	医療分 51,100
	軽減なし	子ども分 1,400

## 加入者は忘れずにご確認ください 国民健康保険のお知らせ

### 国民健康保険料の決定通知書・納付書を7月中旬に郵送します 賦課係 ☎055-934-4726

決定通知書は、納付義務者である世帯主宛に送付します（納付書払いの人には、納付書を同封します）。納付は便利な口座振替をご利用ください。※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。



### 7月31日金は国民健康保険料第1期の納期限です 収納係 ☎055-934-4727

期限までに納めましょう。

■ 国民健康保険料納付の夜間相談窓口

時 7月28日(火)、17時15分～19時

所 市役所1階国民健康保険課

### 令和8年度の保険料の料率 賦課係 ☎055-934-4726

保険料は次の計算をもとに決めています。(A)+(B)+(C)+(D)=年間の保険料となります。

<b>■ (A)基礎賦課額（医療給付費分）</b> ①+②+③ 最高限度額66万円	
①所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 7.14%	②均等割 被保険者1人につき × 28,600円
③平等割 1世帯につき × 17,200円	
<b>■ (B)後期高齢者支援金等賦課額</b> ④+⑤ 最高限度額26万円	
④所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 2.68%	⑤均等割 被保険者1人につき × 14,200円
<b>■ (C)介護納付金賦課額</b> ⑥+⑦ 最高限度額17万円 ※ 40～64歳の人に賦課されます。	
⑥所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 2.27%	⑦均等割 被保険者1人につき × 14,200円
<b>■ (D)子ども・子育て支援納付金賦課額</b> ⑧+⑨+⑩ 最高限度額3万円	
⑧所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 0.29%	⑨均等割※ 被保険者1人につき × 1,700円
⑩ 18歳以上均等割※ 18歳以上の被保険者1人につき 100円	

※ 18歳未満の子供(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)の均等割額は10割軽減され、軽減分は18歳以上の被保険者が負担する仕組みとなっています。

### 保険料の軽減判定の基準が変わります 賦課係 ☎055-934-4726

所得が基準額以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。詳細は、決定通知書に同封されている案内をご確認ください。

世帯主（※1）・加入者・特定同一世帯所属者（※2）の令和7年中の所得の合計額	均等割・平等割
43万円＋（給与所得者等の数（※3）－1）×10万円 以下	7割軽減
43万円＋（給与所得者等の数（※3）－1）×10万円＋31万円×被保険者数（※4） 以下	5割軽減
43万円＋（給与所得者等の数（※3）－1）×10万円＋57万円×被保険者数（※4） 以下	2割軽減

（※1）国民健康保険に加入していない世帯主の所得も対象となります。（※2）後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後も継続して同一の世帯に属している人をいいます。（※3）一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の人、公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の人）の人数です。（※4）特定同一世帯所属者を含みます。

### 子ども・子育て支援金制度が始まります 賦課係 ☎055-934-4726

子ども・子育て支援金制度は全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子供や子育て世帯を社会全体で応援するための仕組みです。支援金は、加入する医療保険の保険料と合わせて、今年度分から負担していただきます。 ※ 詳細は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。



問 こども家庭庁コールセンター（9時～18時）（日曜日、祝・休日を除く） ☎ 0120-303-272

### 国民健康保険の加入・脱退手続は電子申請が便利です 給付係 ☎055-934-4725

国民健康保険の加入・脱退をする際は、その事実を証明する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ、脱退証明書等）を準備し、市役所または市民窓口事務所で手続する必要があります。マイナンバーカードを読み取りできるスマートフォンやパソコンをお持ちの人は、ご自宅から電子申請できますので、ぜひご利用ください。 ※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

